



<https://www.yanmar.com/jp/>



ヤンマーアグリの最新情報をご紹介
公式facebookページ



ヤンマーアグリの製品やサービスをご紹介
「ヤンマー農業チャンネル」
YouTube チャンネルはコチラ



ヤンマーアグリ株式会社

〒702-8515 岡山県岡山市中区江並428番地
yanmar.com

⚠ 安全に関するご注意

- ご使用の際は、取扱説明書をよくお読みのうえ、正しくお使いください。
- 無理な運転は商品の寿命を縮め、故障・事故の原因となることがあります。
- 故障・事故を未然に防止するため、定期点検は必ずおこなってください。
- 保証書は、ご購入の取扱い店で必ずお受け取りください。

商品についてのご意見、ご質問は下記へ

2024年2月作成④



【目次】

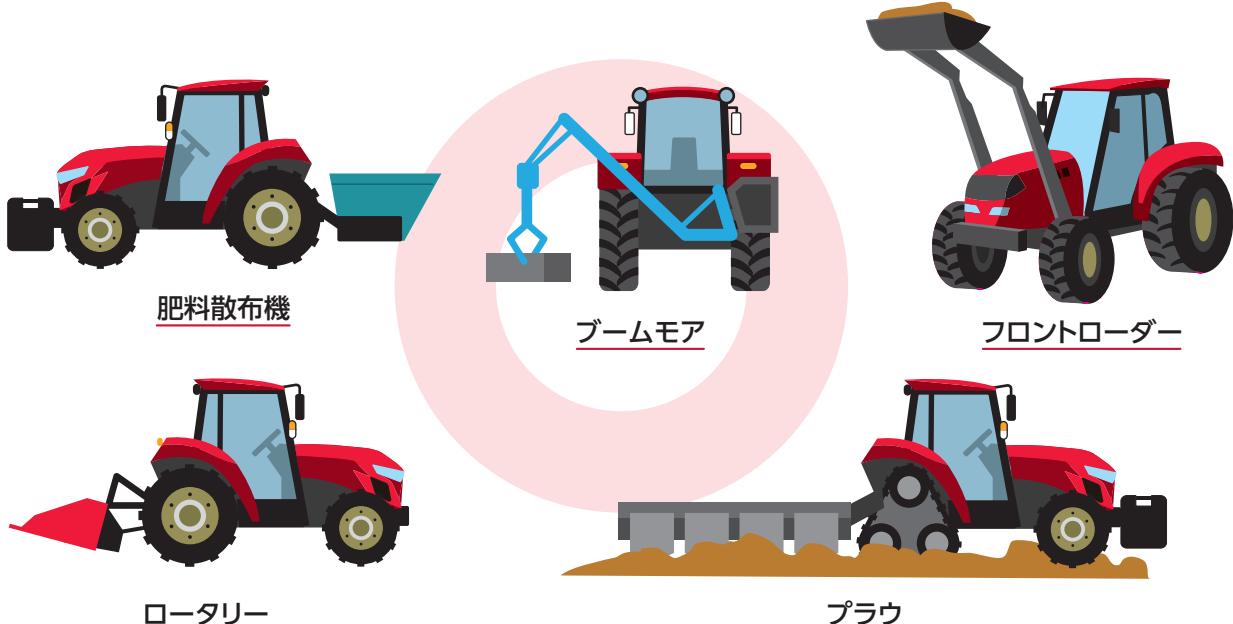
1 概要	P1
2 各種法令について	P1
① 道路運送車両法	P1
② 道路交通法	P2
③ 道路法	P2
④ 地方税法	P2
3 道路走行が行える作業機(けん引タイプ)の概要	P3
4 作業機(けん引タイプ)付きトラクターで道路を走行するためのチェック(必ずご確認ください)	P3
4-1 トラクターと作業機(けん引タイプ)にそれぞれ装備された灯火装置および反射器の確認	P3
4-2 申請の要否確認	P5
4-3 免許区分と左右ミラーの装備確認	P6
4-4 トラクターの最高速度の確認	P7
4-5 作業機(けん引タイプ)を装着した状態での灯火装置および反射器の視認性確認	P8
4-6 作業機(けん引タイプ)の制動装置の確認	P9
4-7 セーフティーチェーンの装備確認	P10
4-8 作業機(けん引タイプ)の車台打刻	P10
5 作業機(けん引タイプ)を連結して道路を走行するための必要な対応チェック一覧表	P11~14
6 作業機(けん引タイプ)を連結して道路を走行するための対応例	P15~18
7 対応部品の一例(けん引タイプの作業機連結時の一例)	P19
道路走行に関するQ&A	P20

トラクターに装着して道路を走行できる作業機について

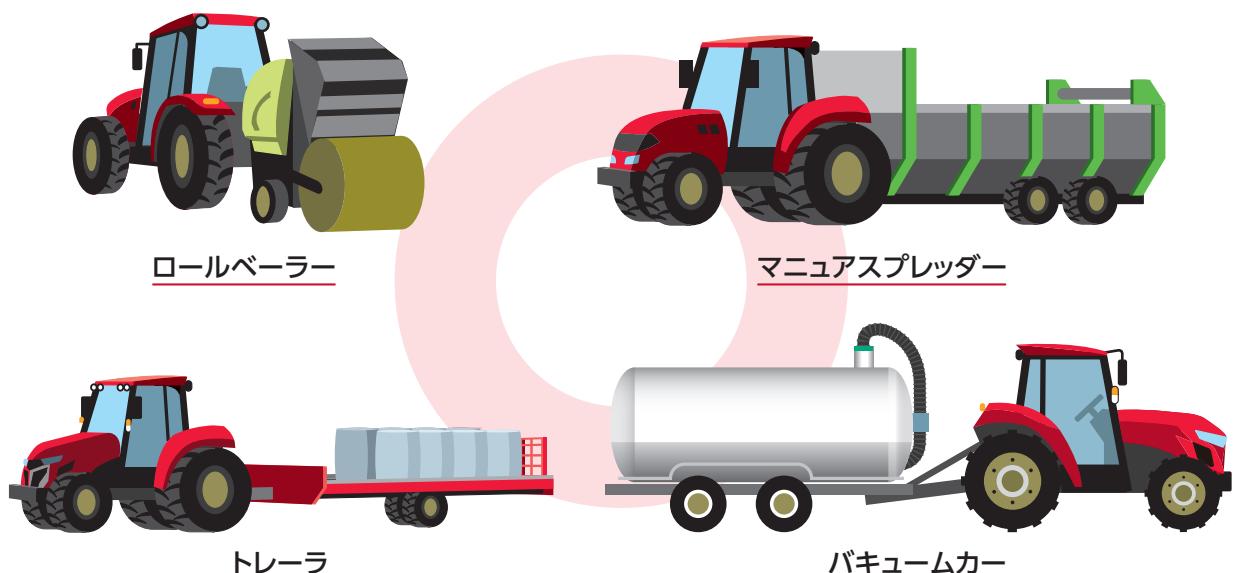
今回の緩和措置でトラクターに装着して道路走行が認められるのは、必要対応を施した「直装タイプの作業機」と保安基準や構造要件などの一定の条件を満たした「けん引タイプの作業機」になります。「けん引タイプの作業機」の必要な対応は3ページから確認をしていきましょう。



道路を走行できる作業機(直装タイプの作業機)



道路を走行できる作業機(けん引タイプの作業機)



このたび、農耕用トラクターについて「道路運送車両法」にもとづく保安基準に緩和措置が設けられました。それにより、必要な対応を行うことで「直装タイプの作業機」と「けん引タイプの作業機」を装着したトラクターが道路を走行できるようになりました。本ガイドブックは直装タイプの作業機付きトラクターで道路を走行するためのチェック項目と必要な対応を記載しています。道路を走行する際は、必要な対応を確実に行うと共に、法令遵守のもと、安全を心がけて頂きますようお願いいたします。

なお、本ガイドブックでは「直装タイプの作業機」を「作業機(直装タイプ)」、「けん引タイプの作業機」を「作業機(けん引タイプ)」と称します。



必要な対応を行い、法令遵守のもと、安全に道路を走行しましょう。



2 各種法令について

トラクターで道路を走行する場合、各種法令を遵守していることを確認してください。

下記はトラクターの道路走行に関する各種法令の主な規制対象の一例となります。

法律の名称	道路運送車両法	道路交通法	道路法	地方税法
主な規制対象	車両	運転者	車両	車両の所有者
主な規則	車両の保安基準	運転免許	特殊車両通行許可	ナンバープレートの取付

①道路運送車両法

自動車の装備や検査などが定められた法令です。道路を走行する自動車を構造や検査などによって、普通自動車・小型自動車・軽自動車・大型特殊自動車・小型特殊自動車の5つに種別しています。

トラクターは下表赤枠の「大型特殊自動車」「小型特殊自動車(農耕用車両)」のいずれかに該当します。

車両種別	全長	全幅	全高	総排気量	最高速度	車検
小型自動車の規格を超えるもの						必要
小型自動車	4.7m以下	1.7m以下	2.0m以下	2000cc以下	—	必要
軽自動車	3.4m以下	1.48m以下	2.0m以下	660cc以下	—	必要
大型特殊自動車	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	35km/h以上	必要
農耕用車両	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	35km/h未満	不要
農耕用以外	4.7m以下	1.7m以下	2.8m以下	制限なし	15km/h以下	不要

※免許区分の「大型特殊自動車免許」「小型特殊自動車免許」とは異なります。

②道路交通法

交通ルールや運転免許などが定められた法令です。道路を走行するためには、免許区分に応じた運転免許証の携帯が必要です。農耕用自動車としては「大型特殊自動車免許(農耕車限定含む)」「小型特殊自動車免許」があります。

免許区分	全長	全幅	全高	最高速度
大型特殊自動車免許	特殊な構造のもので、特殊な作業に使用する自動車で小型特殊自動車以外のもの			
小型特殊自動車免許	4.7m以下	1.7m以下	2.0m以下(安全キャブや安全フレームは2.8m以下)	15km/h以下

※車両種別の「大型特殊自動車」「小型特殊自動車」とは異なります。

大型特殊自動車免許(農耕車限定含む)を必要とする農耕用トラクターで車両総重量750kgを超える農耕作業用トレーラを連結して道路を走行する場合、けん引免許(農耕車限定含む)の運転免許証の携帯が必要です。

免許区分	必要とする条件
けん引免許(農耕車限定含む)	車両総重量が750kgを超える車両をけん引する場合に必要な免許

③道路法

道路の定義から整備手続き、管理や費用負担、罰則まで定めた道路に関する法令です。一定の大きさや重量を超える車両を通行させる時には道路管理者へ特殊車両通行許可の申請を行い、許可証を得る必要があります。

車両諸元	全長	全幅	全高	重さ	最小回転半径
制限値(最高限度)	12m以下	2.5m以下	3.8m以下	総重量20t以下	12m以下

④地方税法

小型特殊自動車の農耕用トラクターおよび小型特殊自動車の農耕作業用トレーラは、地方税法の市(町・村)税条例に納税の義務、納税標識(ナンバープレート)の交付申請及び車両への取付義務が定められています。道路を走行するしないに問わらず、市町村へ届け出てナンバープレートの交付を受け取付けてください。詳細はお住いの市町村へお問い合わせください。

【参考】軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書の書き方

※この申請書例は令和4年度時点のものです。総務省またはお住いの市町村へお問い合わせください。

軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書 (原動機付自転車・小型特殊自動車)		申告の理由	種 別	標識番号
令和 年 月 日		新規	原動機付自転車	新規
市町村長 殿		変更	小型特殊自動車	変更
つぎのとおり申告(報告)及び申請します。		<input type="checkbox"/> 購入	<input type="checkbox"/> 所有者	<input type="checkbox"/> 農耕用
		<input type="checkbox"/> 譲受け	<input type="checkbox"/> 使用者	<input type="checkbox"/> 作業用
		<input type="checkbox"/> 転入	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> その他
		<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 標識番号	<input type="checkbox"/> その他
所有者	住所又は所在地	所有形態	1. 自己所有	2. 所有権保留
(フリガナ)			5. その他()	3. 商品車
納税申告用	生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日 電話番号	主たる定置場 (内田主たる定置場所の 固有番号を記入)	1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ()	4. リース車
推進義務者	住所又は所在地	2.	()	
使用者	生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日 電話番号	車 名	型式及び年式	原動機の型式番号
届出者	住所又は所在地	車 台 番 号	型式認定番号	総排気量又は定格出力
	(フリガナ)			L kW
	生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日 電話番号	上記原動機付自転車・小型特殊自動車を販売又は譲渡したことを証明します。		
		住所又は所在地	令和 年 月 日	
		氏名又は名称		
		電話番号		

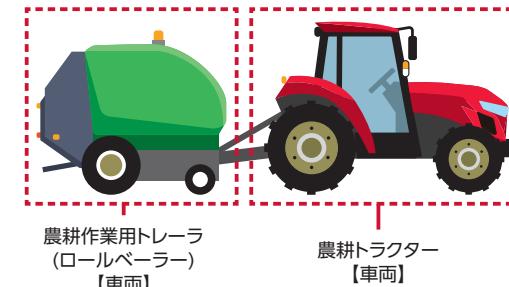
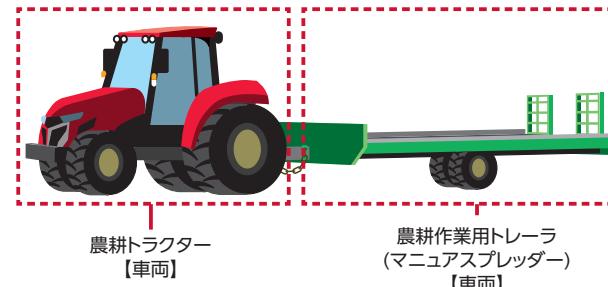
車 名	型式及び年式	原動機の型式番号
ヤンマー	YDM-S0046 年式	3TNV88C
車 台 番 号	型式認定番号	総排気量又は定格出力
(機体番号を記載)	72236 ※	1.642 L kW

※型式認定番号がない場合は、打刻受付番号で代用することができます。記入例では、打刻受付番号を記載しています。

3 道路走行が行える作業機(けん引タイプ)の概要

各種農耕作業を行うもの(例 ロールベーラー、マニュアスプレッダなど)や農業機械等の運搬を行う(例 トレーラなど)けん引式農作業機は、保安基準や構造要件等の一定条件の下で、道路運送車両法上「大型特殊自動車・小型特殊自動車」に分類される「農耕作業用トレーラ」として位置づけられ、道路走行が可能となりました。なお、「農耕作業用トレーラ」のけん引車は「農耕トラクター」に限定されます。

「農耕作業用トレーラ」は農耕トラクターとは別の車両として扱われます。また、積載可能な物品は「農業機械、農業資材、農産物等」農耕作業に必要なものに限られており、道路交通法や道路運送車両法等各種法令を遵守して頂く必要があります。



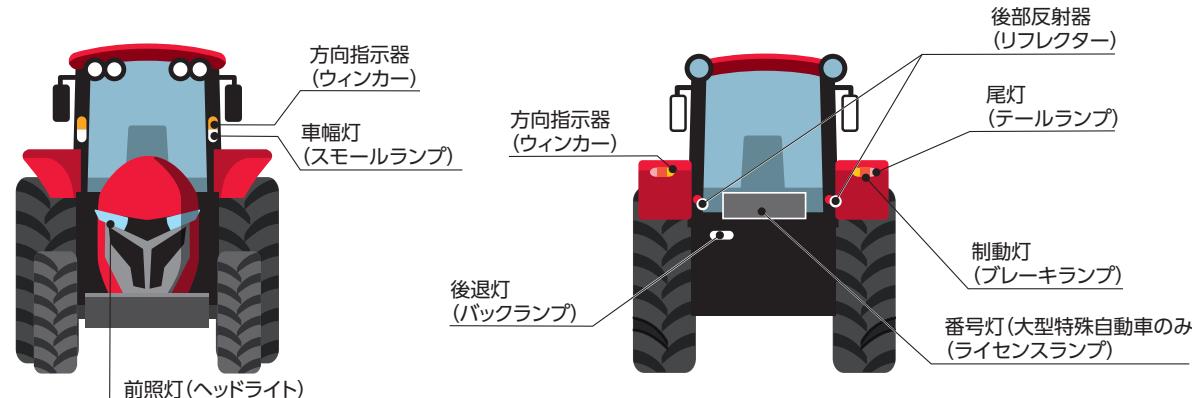
4 作業機(けん引タイプ)付きトラクターで道路を走行するためのチェック(必ずご確認ください)

お使いのトラクターとけん引タイプの作業機のそれぞれにおいて以下の7つのチェックを行い必要な対応を確認してください。

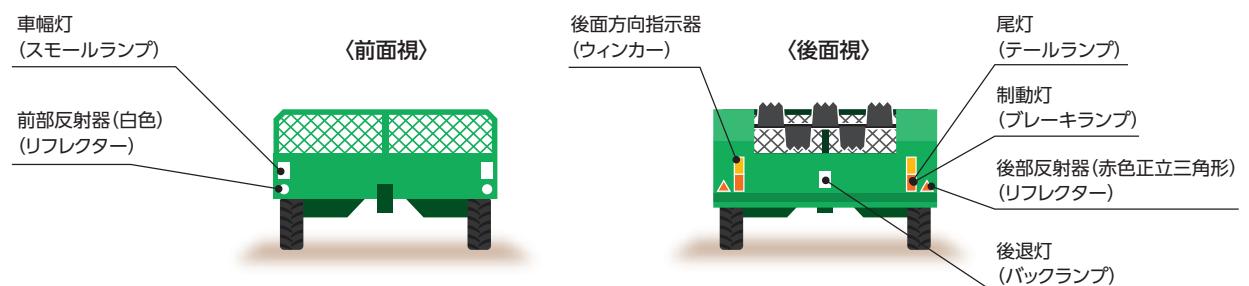
- ①トラクターと作業機(けん引タイプ)にそれぞれ装備された灯火装置および反射器の確認 ②申請の要否
- ③免許区分と左右ミラーの装備確認 ④トラクターの最高速度の確認
- ⑤作業機(けん引タイプ)を装着した状態での灯火装置および反射器の視認性確認
- ⑥作業機(けん引タイプ)の制動装置(ブレーキ)の確認 ⑦セーフティーチェーンの装備確認
- ⑧作業機(けん引タイプ)の車台打刻

4-① トラクターと作業機(けん引タイプ)にそれぞれ装備された灯火装置および反射器の確認

トラクター側(けん引車)



作業機(けん引タイプ)側



■ 下記項目を確認し、チェック項目を満たしていれば「○」を、満たしていない場合は「×」をチェック結果に記入してください。

灯火装置および反射器	チェック項目	チェック結果	
		トラクター側	作業機側
前照灯(ヘッドライト)	点灯すること。割れ、汚れなどないこと。	—	後面のみ
方向指示器(ウィンカー)	前方・後方の左右とも点滅すること。割れ、汚れなどないこと。		
車幅灯(スマートランプ)※	ヘッドライトと一緒に点灯すること。割れ、汚れなどないこと。		
制動灯(ブレーキランプ)※	ブレーキ操作時に点灯すること。割れ、汚れなどないこと。		
後退灯(バックランプ)※	後退時に点灯すること。割れ、汚れなどないこと。		
尾灯(テールランプ)※	ヘッドライトと一緒に点灯すること。割れ、汚れなどないこと。		
後部反射器(リフレクター)	割れ、汚れなどないこと。	正立三角形	
前部反射器(リフレクター)	割れ、汚れなどないこと。	—	
番号灯(ラインセンスランプ) (大型特殊自動車のみ)	点灯すること。割れ、汚れなどないこと。		

※全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下(安全キャブや安全フレームは2.8m以下)で最高速度15km/h以下のトラクター(以下「特定小型特殊自動車」という。)は車幅灯、制動灯、後退灯、尾灯は取付義務がないので確認は不要です。

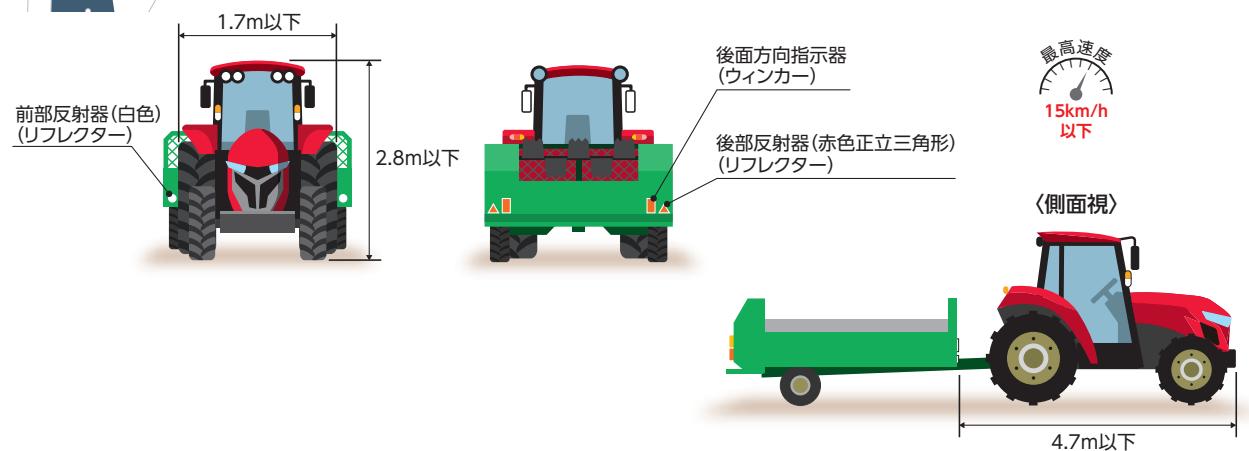
チェック結果に
×がある場合

不良の場合は部品を交換してください。
所有されているトラクターと作業機(けん引タイプ)の灯火装置および反射器の状態をしっかり確認しましょう。

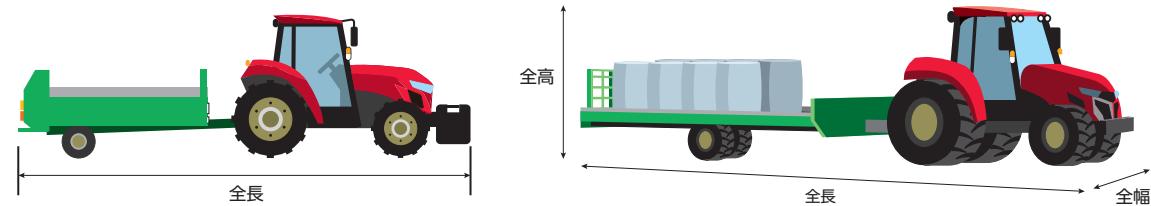


■ 特定小型特殊自動車(全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下(安全キャブや安全フレームは2.8m以下)で最高速度15km/h以下のトラクター)でけん引される作業機(けん引タイプ)に関する

特定小型特殊自動車でけん引される作業機(けん引タイプ)は車幅灯、制動灯、後退灯、尾灯は取付義務がないので備える必要はありません。
但し、その場合でも、前部反射器(白色)、後部反射器(赤色正立三角形)、方向指示器は取付義務があるため備える必要があります。



4-② 申請の要否確認



■ 下記項目を確認し、チェック項目を満たしていれば「○」を、満たしていない場合は「×」をチェック結果に記入してください。

チェック項目	チェック結果
全長12m以下	
全幅2.5m以下	
全高3.8m以下	

チェック結果に
×がある場合

「特殊車両通行許可」の申請が必要です。全長または全高に「×」がある場合はさらに「基準緩和認定」の申請も必要になります。
申請に関しては販売店へご相談ください。
なお、全幅2.5mを超える場合、作業機(けん引タイプ)に「制限を受けた自動車の標識(▽)」「外側表示板」「全幅表示板」が必要になります。

■ 基準緩和認定申請

全長12mまたは全高3.8mを超える場合、個別に地方運輸局から基準緩和の認定を受けるための申請が必要となります。

■ 特殊車両通行許可申請

通行許可申請の窓口は、走行する経路によって変わります。道路管理者(国道:地方整備局、都道府県道:各都道府県、市町村道:各市町村)に特殊車両通行許可申請を行ってください。農道は特殊車両通行許可申請の必要はありません。
道路法および車両制限令にもとづき特殊車両が道路を走行するには許可証が必要となります。
参考:都道府県・政令市への申請・問合せ窓口は下記リンクをご覧の上、最寄りの窓口へお問い合わせください。

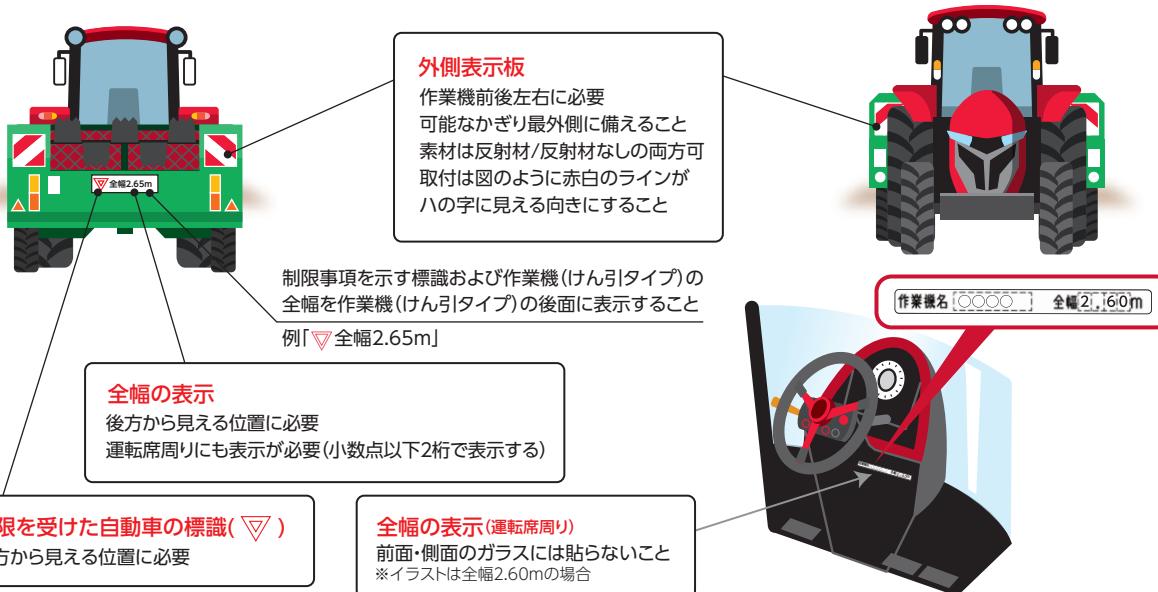
■ 国土交通省関東地方整備局

<https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html>



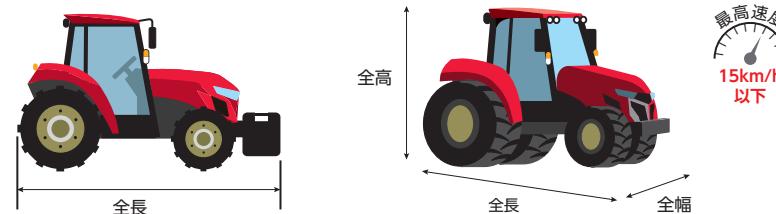
No	走行経路	問合せ窓口	確認方法	申請方法
1	市/町/村道のみ	市町村 窓口	市町村HP確認	申請書
2	市/町/村道+県道	都道府県 窓口	都道府県HP確認	申請書
3	市/町/村道+国道	国の機関 窓口	都道府県HP確認	オンライン/申請書
4	市/町/村道+県道+国道	国の機関 窓口	都道府県HP確認	オンライン/申請書

作業機(けん引タイプ)の全幅が2.5mを超える場合の表示



4-③ 免許区分と左右ミラーの装備確認

① トランク単体(フロントウェイト含む)の全長・全幅・全高、最高速度および左右ミラーが装備されているか確認してください。



■ 下記項目を確認し、チェック項目を満たしていれば「○」を、満たしていない場合は「×」をチェック結果に記入してください。

チェック項目	チェック結果
全長4.7m以下	
全幅1.7m以下	
全高2.0m以下 (安全キャブや安全フレームは2.8m以下)	
最高速度15km/h以下	

チェック結果に
×がある場合

大型特殊自動車免許(農耕車限定含む)が必要となります。
免許取得に関しては自動車学校または近隣の警察署や都道府県の農業大学校などにご相談ください。

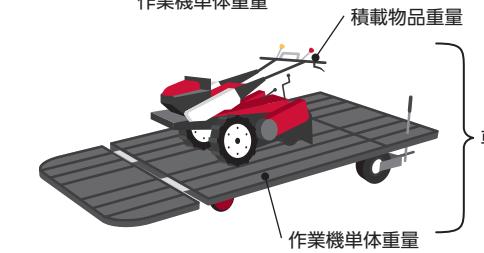
※ミラーは作業機の外側線上の後方50mまでの間にある車両の交通状況と左外側付近の交通状況を確認できることが必要です。

② 作業機(けん引タイプ)を装着時の寸法

全幅が1.7mを超える場合は左右のミラーが必要になります。ミラーの取り付けは販売店にご相談ください。

③ 作業機(けん引タイプ)の車両総重量を確認してください。

※車両総重量とは、道路走行する状態での作業機と積載する物品の重量を含めた状態をさします。



チェック項目	チェック結果
車両総重量750kg以下 (作業機+積載物品)	

チェック結果に
×がある場合

けん引免許(農耕車限定含む)が必要となります。

免許の取得に関しては自動車学校または近隣の警察署や都道府県の農業大学校などにご相談ください。



トラクタ		全長4.7m、全幅1.7m、高さ2.0m(安全フレームの高さ2.8m)以下、及び最高速度15km/h以下の農耕トラクタ	全長4.7m、全幅1.7m、高さ2.0m(安全フレームの高さ2.8m)、及び最高速度15km/hのいずれかを超える農耕トラクタ	
免許	トラクタ	小型特殊免許	大型特殊免許	
	けん引	車両総重量は関係なし	車両総重量750kg以下	車両総重量750kg超
農耕作業用トレーラ		免許不要	免許不要	けん引免許
		寸法に関わらず必要な免許は変わらない		

4-④ トラクターの最高速度の確認

トラクターの最高速度の確認(※最高速度が15km/h以下のトラクターは本項目の確認不要です)

はじめに、最高速度の確認はお手持ちの取扱説明書でご確認ください。

お客様のトラクターが15km/hを超えて走行可能な場合、トラクターに装着している作業機(けん引タイプ)で15km/hを超えて道路を走行できるか否かの安定性の確認が取れた組合せであるかを日本農業機械工業会で確認してください。

■日本農業機械工業会 <http://www.jfmma.or.jp/koudo.html>
右記QRからアクセス▶▶▶



■下記項目を確認し、チェック項目を満たしていれば「○」を、満たしていない場合は「×」をチェック結果に記入してください。

チェック項目	チェック結果
ホームページ上のリストに 使用するトラクターと作業機の装着組合せの有無	有りの場合 ○ 無しの場合 ×

チェック結果に
×がある場合

ホームページ上のリストに使用するトラクターと作業機(けん引タイプ)
の組合せが無い場合は15km/h以下で道路を走行する必要があり
ます。
また運行速度の表示も以下に記載の3ヵ所に行う必要があります。



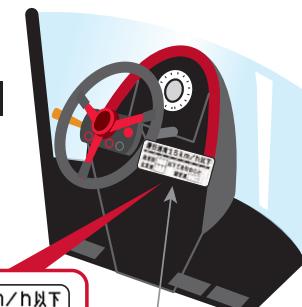
制限を受けた自動車の標識(▽)(トラクター後面)
トラクター後に表示が必要



運行速度の表示(トラクター後面)
トラクターの後方にけん引時の
運行速度を表示が必要

運行速度の表示(作業機後面)
後方から見える位置に必要

運転席側



運行速度の表示(運転席周り)

※運行速度の表示は前面・側面のガラスには貼らないでください。
※メーターパネルに速度表示がない場合、運行速度15km/h以下の
設定および変速レバーの組合せは取扱説明書で確認してください。

■最高速度が35km/h以上のトラクターについて

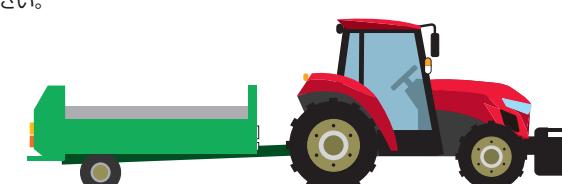
最高速度が35km/h以上の場合、
自動車検査登録が必要となります。

最高速度	自動車検査登録(車検)
35km/h未満	不要
35km/h以上	必要※

※自動車検査登録(車検)は販売店へお問い合わせください。
トラクターに装着し、道路走行を行う作業機は
車検証への記載変更が必要となります。

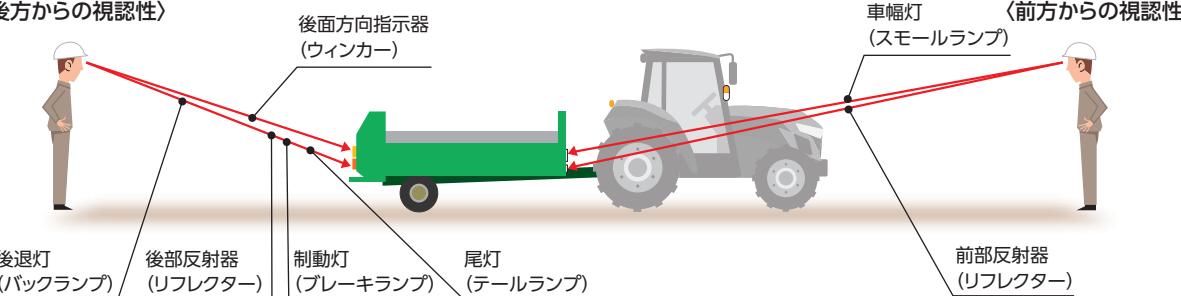
■かじ取り車輪の分担荷重について

作業機(直装タイプ・けん引タイプ)を装着した状態で、かじ取り車輪にかかる荷重が
車両総重量の20%未満では道路走行できません。
フロントウェイト等を追加装着し、20%以上になるようにして道路を走行してください。



4-⑤ 作業機(けん引タイプ)を装着した状態での灯火装置および反射器の視認性確認

〈後方からの視認性〉



〈側面からの視認性〉



※農耕トラクターと作業機(けん引タイプ)の連結状態で農耕トラクターの側面から方向指示器の灯火が確認できる必要があります。
※農耕トラクターと作業機(けん引タイプ)の連結全長が6m未満の場合は、作業機(けん引タイプ)の後面方向指示器は不要です。

灯火装置および反射器	チェック項目	チェック結果
方向指示器(ウインカー)【作業機側】	昼間に後方100mから確認できること	
車幅灯(スマートランプ)【作業機側】※1	夜間に前方300mから確認できること	
制動灯(ブレーキランプ)【作業機側】※1	昼間に後方100mから確認できること	
後退灯(バックランプ)【作業機側】※1	昼間に後方100mから確認できること	
尾灯(テールランプ)【作業機側】※1	夜間に後方300mから確認できること	
後部反射器(リフレクター)【作業機側】	夜間に後方150mから確認できること	
前部反射器(リフレクター)【作業機側】	夜間に前方150mから確認できること	
方向指示器(ウインカー)【トラクター側】	トラクターの側面から方向指示器の灯火が確認できること	

チェック結果に
×がある場合

作業機(けん引タイプ)に装備された灯火装置および反射器の
なかで視認できない箇所がある場合、視認できる位置への
取付が必要になります。
標準で作業機側に灯火装置および反射器が装備されてい
ない場合は、販売店または作業機メーカーへご相談ください。



【参考情報】道路運送車両の保安基準で作業機(けん引タイプ)の灯火装置および反射器の取付は以下のように定められています。

灯火装置および反射器	保安基準		
	取付位置	光・光源の大きさ	灯火装置および反射器の面積
方向指示器(ウインカー)	最外側から40cm以内(※2) 高さは地上35cm以上230cm以下	橙色・15~60W	40cm以上
車幅灯(スマートランプ)※1	最外側から15cm以内(※2) 高さは地上25cm以上210cm以下	白色・5~30W	15cm以上
制動灯(ブレーキランプ)※1	最外側から40cm以内(※2) 高さは地上35cm以上210cm以下	赤色・15~60W	20cm以上
後退灯(バックランプ)※1	高さは可能な限り地上25cm以上120cm以下	白色・15~75W	20cm以上
尾灯(テールランプ)※1	最外側から40cm以内(※2) 高さは地上35cm以上210cm以下	赤色・5~30W	15cm以上
後部反射器(リフレクター)	最外側から40cm以内(※2) 高さは地上25cm以上150cm以下	赤色	1辺15~20cmの正立三角形
前部反射器(リフレクター)	最外側から40cm以内(※2) 高さは地上25cm以上150cm以下	白色	10cm以上

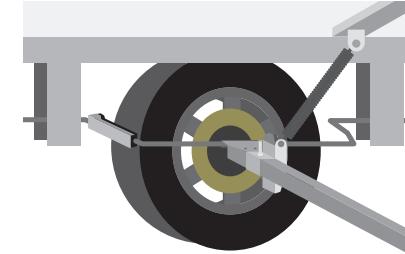
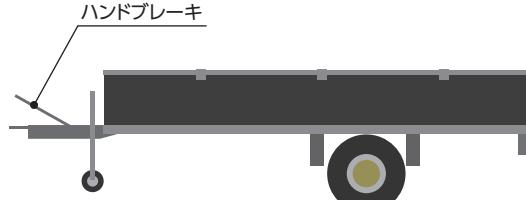
※1 特定小型特殊自動車(全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下(安全キャップや安全フレームは2.8m以下)で最高速度15km/h以下のトラクター)
でけん引される作業機(けん引タイプ)は車幅灯、制動灯、後退灯、尾灯は取付義務がないので備える必要はありません。

※2 作業機の構造上定められた範囲内に取付できない場合、可能な限り最外側に取付してください。

作業機(けん引タイプ)の制動装置の確認 (トラクターの最高速度が15km/h以下の場合は確認不要です)

トラクターと作業機(けん引タイプ)を連結した場合、基準に適合した制動装置を備える必要があります。

作業機(けん引タイプ)側に制動装置(ブレーキ)が装備されているか確認してください。



■ 作業機(けん引タイプ)に制動装置(ブレーキ)が装備されていれば○、装備がなければ×を記入してください。

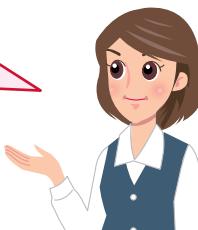
チェック項目	チェック結果
制御装置(ブレーキ)の装備	



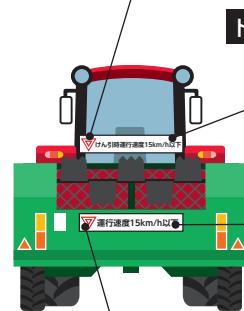
運行速度を15km/h以下にする必要があります。

また以下の表示・標識が必要です。

- ・作業機(けん引タイプ)の後方に「運行速度15km/h以下」の表示
- ・トラクターの運転席と後方に「けん引時運行速度15km/h以下」の表示
- ・トラクターと作業機(けん引タイプ)の後方それぞれに制限を受けた自動車の標識(▽)



制限を受けた自動車の標識(▽)(トラクター後面)
トラクター後面に表示が必要



運行速度の表示(トラクター後面)
トラクターの後面にけん引時の運行速度を表示が必要

運行速度の表示(作業機後面)
後方から見える位置に必要

運転席側



運行速度の表示
(運転席周り)

※運行速度の表示は前面・側面のガラスには貼らないでください。
※メーターパネルに速度表示がない場合、運行速度15km/h以下の設定および変速レバーの組合せは取扱説明書で確認してください。

※車両総重量が7tを超えるトラクターで作業機(けん引タイプ)をけん引する場合、トラクターにABSを備える必要があります。

但し、上記制限事項(運行速度15km/h以下、運行速度の表示、制限標識の装備)を遵守することで道路を走行できます。

セーフティーチェーンの装備確認



トラクターが作業機(けん引タイプ)をけん引して道路走行する場合、不意に連結装置(ドローバー等)が分離したときでもトラクターと作業機(けん引タイプ)の連結を保つことができる構造でなければなりません。

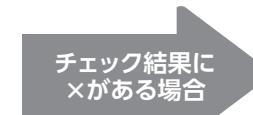
そのため、作業機(けん引タイプ)はセーフティーチェーン等でトラクター側とねじ止め等でつなぎだ状態で道路を走行してください。



セーフティーチェーン
(ねじ止め等でつなぐ)

■ 下記項目を確認し、作業機側にセーフティーチェーンが有れば「○」を、無ければ「×」をチェック結果に記入してください。

チェック項目	
セーフティーチェーンの有無	



作業機側にセーフティーチェーンを装備する必要があります。
取付に関しては販売店へご相談ください。



制限を受けた自動車の標識(▽)(作業機後面)
後方から見える位置に必要

4-⑧ 作業機(けん引タイプ)の車台打刻

作業機(けん引タイプ)を装着した状態で道路を走行する際、車両の扱いとなるため、車台番号の打刻が必要となります。
車台番号の打刻の有無は、販売店にご確認ください。



打刻がない場合には最寄りの運輸支局へご相談ください。



5 作業機(けん引タイプ)を連結して道路を走行するための必要な対応

■ トラクターが特定小型特殊自動車で作業機(けん引タイプ)を連結して 道路走行する際の確認チェックシート

保安基準の確認項目 (保安基準条項)	農耕作業用 トレーラの 確認項目	基準	農耕作業用 トレーラの状態	チェック 欄	必要な対応 (条件または制限等)	チェック 欄
第2条 幅	トレーラの全幅	全幅2.5mを 超えない	2.5m以下の場合	<input type="checkbox"/>	—	—
			2.5m超の場合 以下に全幅を記入 ()m ※小数点以下2桁迄	<input type="checkbox"/>	幅の表示(トレーラ後面)	<input type="checkbox"/>
					トレーラ前面、後面への 外側表示板の装備	<input type="checkbox"/>
					道路管理者から 特殊車両通行許可証の取得	<input type="checkbox"/>
					道路交通法、道路法、 道路運送車両法等の厳守※1	<input type="checkbox"/>
					制限を受けた 自動車の標識の表示	<input type="checkbox"/>
第5条 安定性	トラクターと トレーラ連結時の 安定性確認 (最大安定傾斜 角度)	日農工HPに リスト記載がある (30(35)度以上で 安定性を満たす)	日農工HPに リスト記載有り (30(35)度以上)	<input type="checkbox"/>	—	—
			日農工HPに リスト記載無し (30(35)度未満)	<input type="checkbox"/>	運行速度15km/h以下	<input type="checkbox"/>
					運行速度の表示 (トラクター及びトレーラ後面)	<input type="checkbox"/>
					道路交通法、道路法、 道路運送車両法等の厳守※1	<input type="checkbox"/>
					制限を受けた 自動車の標識の表示 (トラクター及びトレーラ後面)	<input type="checkbox"/>
第12、13条 制動装置及び 連結時の制動性能	トレーラの 制動装置の有無	基準に適合する 制動装置の装備	基準に適合する 制動装置が有り	<input type="checkbox"/>	—	—
			基準に適合する 制動装置が無し	<input type="checkbox"/>	運行速度15km/h以下	<input type="checkbox"/>
					運行速度の表示 (トラクター及びトレーラ後面)	<input type="checkbox"/>
					道路交通法、道路法、 道路運送車両法等の厳守※1	<input type="checkbox"/>
					制限を受けた 自動車の標識の表示 (トラクター及びトレーラ後面)	<input type="checkbox"/>
第34条 車幅灯・尾灯・ 制動灯・後退灯の 備付け基準	トレーラの全幅	トラクターが 特定小型特殊自動車 の寸法や最高速度を 超えない場合、 車幅灯・尾灯・ 制動灯・後退灯の 装備は不要	トレーラの全幅 1.7m以下の場合	<input type="checkbox"/>	—	—
			1.7m超の場合 以下に距離を記入 ()m ※2	<input type="checkbox"/>	道路交通法、道路法、 道路運送車両法等の厳守※1	<input type="checkbox"/>
					制限を受けた 自動車の標識の表示 (トレーラ後面)	<input type="checkbox"/>

右端のチェック欄に該当する場合、
必要な対応を必ず行ってください



チェック一覧表

※特定小型特殊自動車とは全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下(安全キャブや安全フレームは2.8m以下)で最高速度15km以下のトラクターを指します。

保安基準の確認項目 (保安基準条項)	農耕作業用 トレーラの 確認項目	基準	農耕作業用 トレーラの状態	チェック 欄	必要な対応 (条件または制限等)	チェック 欄
第35条 前部反射器	取付位置	トレーラ最外側から 400mm以内に装備	400mm以内の場合	<input type="checkbox"/>	前面の両側に 白色10cm以上のものを装備	—
			400mm超の場合 以下に距離を記入 ()mm	<input type="checkbox"/>	道路交通法、道路法、 道路運送車両法等の厳守※1	<input type="checkbox"/>
第38条 後部反射器	取付位置	トレーラ最外側から 400mm以内に装備	400mm以内の場合	<input type="checkbox"/>	後面の両側に 一辺150~200mmの赤色・ 正立三角形のものを装備	—
			400mm超の場合 以下に距離を記入 ()mm	<input type="checkbox"/>	道路交通法、道路法、 道路運送車両法等の厳守※1	<input type="checkbox"/>
第41条 方向指示器 (トレーラ後面)	取付位置	トレーラ最外側から 400mm以内に装備	400mm以内の場合	<input type="checkbox"/>	トレーラ後面の両側に 橙色15~60W、 40cm以上のものを装備※2	—
			400mm超の場合 以下に距離を記入 ()mm	<input type="checkbox"/>	道路交通法、道路法、 道路運送車両法等の厳守※1	<input type="checkbox"/>
第44条 後写鏡 (バックミラー)	農耕作業用 トレーラの全幅	全幅1.7m以下は、 農耕トラクターの 右側のみで可	400mm以内の場合 トレーラの全幅 1.7m以下の場合	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
			全幅1.7m超は、 農耕トラクターの 左右両側に必要	<input type="checkbox"/>	トレーラの全幅 1.7m超の場合、 以下に全幅を記入 ()m	<input type="checkbox"/>
その他 (農耕作業用 トレーラの 構造要件)	分離時の 連結維持構造	不意に連結装置が 分離しても、 農耕トラクターと 連結を保つことが できる構造で あるもの	セーフティー チェーン 装備の有無	<input type="checkbox"/>	農耕用トラクターと 農耕作業用トレーラ分離時 連結維持のための セーフティー・チェーンの装備	<input type="checkbox"/>

備考

※1 道路交通法、道路法、道路運送車両法等の厳守とは、「道路交通法、道路法、道路運送車両法、能動管理条例の厳守」、「けん引自動車は農耕ト
ラクターに限る」及び「積載物品は農耕作業に必要なものに限る」を表します。

※2 農耕用トラクターと農耕作業用トレーラの連結全長が6m未満の場合は不要です。

本チェック一覧表は道路走行に必要な確認ポイントをまとめたものとなります。各項目の詳細は本ガイドブックの各章をお読みください。

5 作業機(けん引タイプ)を連結して道路を走行するための必要な対応

■ トランクターが特定小型特殊自動車以外で作業機(けん引タイプ)を連結して 道路走行する際の確認チェックシート

保安基準の確認項目(保安基準条項)	緩和コード※1	農耕作業用トレーラの確認項目	基準	農耕作業用トレーラの状態	チェック欄	必要な対応(条件または制限等)	制限コード※1	チェック欄
第2条幅	002	トレーラの全幅	全幅2.5mを超えない	2.5m以下の場合	<input type="checkbox"/>	—	—	—
				2.5m超の場合 以下に全幅を記入 ()m ※小数点以下2桁迄	<input type="checkbox"/>	幅の表示(トレーラ後面)	179	<input type="checkbox"/>
						トレーラ前面、後面への外側表示板の装備	183	<input type="checkbox"/>
						道路管理者から特殊車両通行許可証の取得	184	<input type="checkbox"/>
						道路交通法、道路法、道路運送車両法等の厳守※2	185、191、192	<input type="checkbox"/>
						制限を受けた自動車の標識の表示	—	<input type="checkbox"/>
				日農工HPにリスト記載有り(30(35)度以上)	<input type="checkbox"/>	—	—	—
						運行速度15km/h以下	052	<input type="checkbox"/>
						運行速度の表示(トランクター及びトレーラ後面)	187	<input type="checkbox"/>
						道路交通法、道路法、道路運送車両法等の厳守※2	185、191、192	<input type="checkbox"/>
						制限を受けた自動車の標識の表示(トランクター及びトレーラ後面)	—	<input type="checkbox"/>
第5条安定性	007	トランクターとトレーラ連結時の安定性確認(最大安定傾斜角度)	日農工HPにリスト記載がある(30(35)度以上で安定性を満たす)	日農工HPにリスト記載有り(30(35)度以上)	<input type="checkbox"/>	—	—	—
						運行速度15km/h以下	052	<input type="checkbox"/>
						運行速度の表示(トランクター及びトレーラ後面)	187	<input type="checkbox"/>
						道路交通法、道路法、道路運送車両法等の厳守※2	185、191、192	<input type="checkbox"/>
						制限を受けた自動車の標識の表示(トランクター及びトレーラ後面)	—	<input type="checkbox"/>
				日農工HPにリスト記載無し(30(35)度未満)	<input type="checkbox"/>	—	—	—
						運行速度15km/h以下	052	<input type="checkbox"/>
						運行速度の表示(トランクター及びトレーラ後面)	187	<input type="checkbox"/>
						道路交通法、道路法、道路運送車両法等の厳守※2	185、191、192	<input type="checkbox"/>
						制限を受けた自動車の標識の表示(トランクター及びトレーラ後面)	—	<input type="checkbox"/>
第12、13条制動装置及び連結時の制動性能	077	トレーラの制動装置の有無	基準に適合する制動装置の装備	基準に適合する制動装置が有り	<input type="checkbox"/>	—	—	—
						運行速度15km/h以下	052	<input type="checkbox"/>
						運行速度の表示(トランクター及びトレーラ後面)	187	<input type="checkbox"/>
						道路交通法、道路法、道路運送車両法等の厳守※2	185、191、192	<input type="checkbox"/>
						制限を受けた自動車の標識の表示(トランクター及びトレーラ後面)	—	<input type="checkbox"/>
				基準に適合する制動装置が無し	<input type="checkbox"/>	—	—	—
						運行速度15km/h以下	052	<input type="checkbox"/>
						運行速度の表示(トランクター及びトレーラ後面)	187	<input type="checkbox"/>
						道路交通法、道路法、道路運送車両法等の厳守※2	185、191、192	<input type="checkbox"/>
						制限を受けた自動車の標識の表示(トランクター及びトレーラ後面)	—	<input type="checkbox"/>
第34条車幅灯	030	取付位置	トレーラ最外側から150mm以内に装備	150mm以下の場合	<input type="checkbox"/>	トレーラ前面の両側に白色5~30W、15cm以上のものを装備	—	<input type="checkbox"/>
				150mm超の場合 以下に距離を記入()mm	<input type="checkbox"/>	道路交通法、道路法、道路運送車両法等の厳守※2	185、191、192	<input type="checkbox"/>
						制限を受けた自動車の標識の表示(トレーラ後面)	—	<input type="checkbox"/>
						前面の両側に白色10cm以上のものを装備	—	<input type="checkbox"/>
						道路交通法、道路法、道路運送車両法等の厳守※2	185、191、192	<input type="checkbox"/>
				400mm以下の場合 以下に距離を記入()mm	<input type="checkbox"/>	制限を受けた自動車の標識の表示(トレーラ後面)	—	<input type="checkbox"/>
						前面の両側に白色10cm以上のものを装備	—	<input type="checkbox"/>
						道路交通法、道路法、道路運送車両法等の厳守※2	185、191、192	<input type="checkbox"/>
						制限を受けた自動車の標識の表示(トレーラ後面)	—	<input type="checkbox"/>
						前面の両側に白色10cm以上のものを装備	—	<input type="checkbox"/>
第35条前部反射器	031	取付位置	トレーラ最外側から400mm以内に装備	400mm超の場合 以下に距離を記入()mm	<input type="checkbox"/>	道路交通法、道路法、道路運送車両法等の厳守※2	185、191、192	<input type="checkbox"/>
				制限を受けた自動車の標識の表示(トレーラ後面)	—	<input type="checkbox"/>		

チェック一覧表

※特定小型特殊自動車以外とは全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下(安全キャブや安全フレームは2.8m以下)で最高速度15km以下のいずれかを超えるトランクターを指します。

保安基準の確認項目(保安基準条項)	緩和コード※1	農耕作業用トレーラの確認項目	基準	農耕作業用トレーラの状態	チェック欄	必要な対応(条件または制限等)	制限コード※1	チェック欄
第37条尾灯	034	取付位置	トレーラ最外側から400mm以内に装備	400mm以内の場合	<input type="checkbox"/>	トレーラ後面の両側に赤色5~30W、15cm以上のものを装備	—	<input type="checkbox"/>
				400mm超の場合 以下に距離を記入()mm	<input type="checkbox"/>	道路交通法、道路法、道路運送車両法等の厳守※2 制限を受けた自動車の標識の表示(トレーラ後面)	185、191、192	<input type="checkbox"/>
第38条後部反射器	036	取付位置	トレーラ最外側から400mm以内に装備	400mm以内の場合	<input type="checkbox"/>	後面の両側に一辺150~200mmの赤色・正立三角形のものを装備	—	<input type="checkbox"/>
				400mm超の場合 以下に距離を記入()mm	<input type="checkbox"/>	道路交通法、道路法、道路運送車両法等の厳守※2 制限を受けた自動車の標識の表示(トレーラ後面)	185、191、192	<input type="checkbox"/>
第39条制動灯	037	取付位置	トレーラ最外側から400mm以内に装備	400mm以内の場合	<input type="checkbox"/>	トレーラ後面の両側に赤色15~60W、20cm以上のものを装備	—	<input type="checkbox"/>
				400mm超の場合 以下に距離を記入()mm	<input type="checkbox"/>	道路交通法、道路法、道路運送車両法等の厳守※2 制限を受けた自動車の標識の表示(トレーラ後面)	185、191、192	<input type="checkbox"/>
第40条後退灯	038	取付位置	地上から後退灯の上縁まで1200mm以下または構造上取付できる最低の高さに装備	上縁から1200mm以下の場合	<input type="checkbox"/>	トレーラ後面に白色15~75W、20cm以上のものを装備	—	<input type="checkbox"/>
				上縁から1200mm以下で無い場合、構造上取付できる最低の高さを以下に記入()mm	<input type="checkbox"/>	トレーラ後面に白色15~75W、20cm以上のものを装備	—	<input type="checkbox"/>
第41条方向指示器(後面)	039	取付位置	トレーラ最外側から400mm以内に装備	400mm以内の場合	<input type="checkbox"/>	トレーラ後面の両側に橙色15~60W、40cm以上のものを装備※3	—	<input type="checkbox"/>
				400mm超の場合 以下に距離を記入()mm	<input type="checkbox"/>	道路交通法、道路法、道路運送車両法等の厳守※2 制限を受けた自動車の標識の表示(トレーラ後面)	185、191、192	<input type="checkbox"/>
その他(農耕作業用トレーラの構造要件)	—	分離時の連結維持構造	不意に連結装置が分離しても、農耕トランクターと連結を保つことができる構造であるもの	セーフティー チェーン装備の有無	<input type="checkbox"/>	農耕用トランクターと農耕作業用トレーラ分離時連結維持のためのセーフティー チェーンの装備	—	<input type="checkbox"/>

備考

※1 緩和コード及び制限コードは、基準緩和緩和認定要領表で規定する「基準緩和項目欄」及び「条件又は制限欄」に規定する数字番号を示し、大型特殊自動車の自動車検査証に記載されるものとなります。

※2 道路交通法、道路法、道路運送車両法等の厳守とは、「道路交通法、道路法、道路運送車両法、農道管理条例の厳守」、「けん引自動車は農耕トランクターに限る」および「積載物品は農耕作業に必要なものに限る」を表します。

※3 農耕トランクターと農耕作業用トレーラの連結全長が6m未満の場合は不要です。

本チェック一覧表は道路走行に必要な確認ポイントをまとめたものとなります。各項目の詳細は本ガイドブックの各章をお読みください。

6 作業機(けん引タイプ)を連結して道路を走行するための対応例

ケース1

【トラクター側】

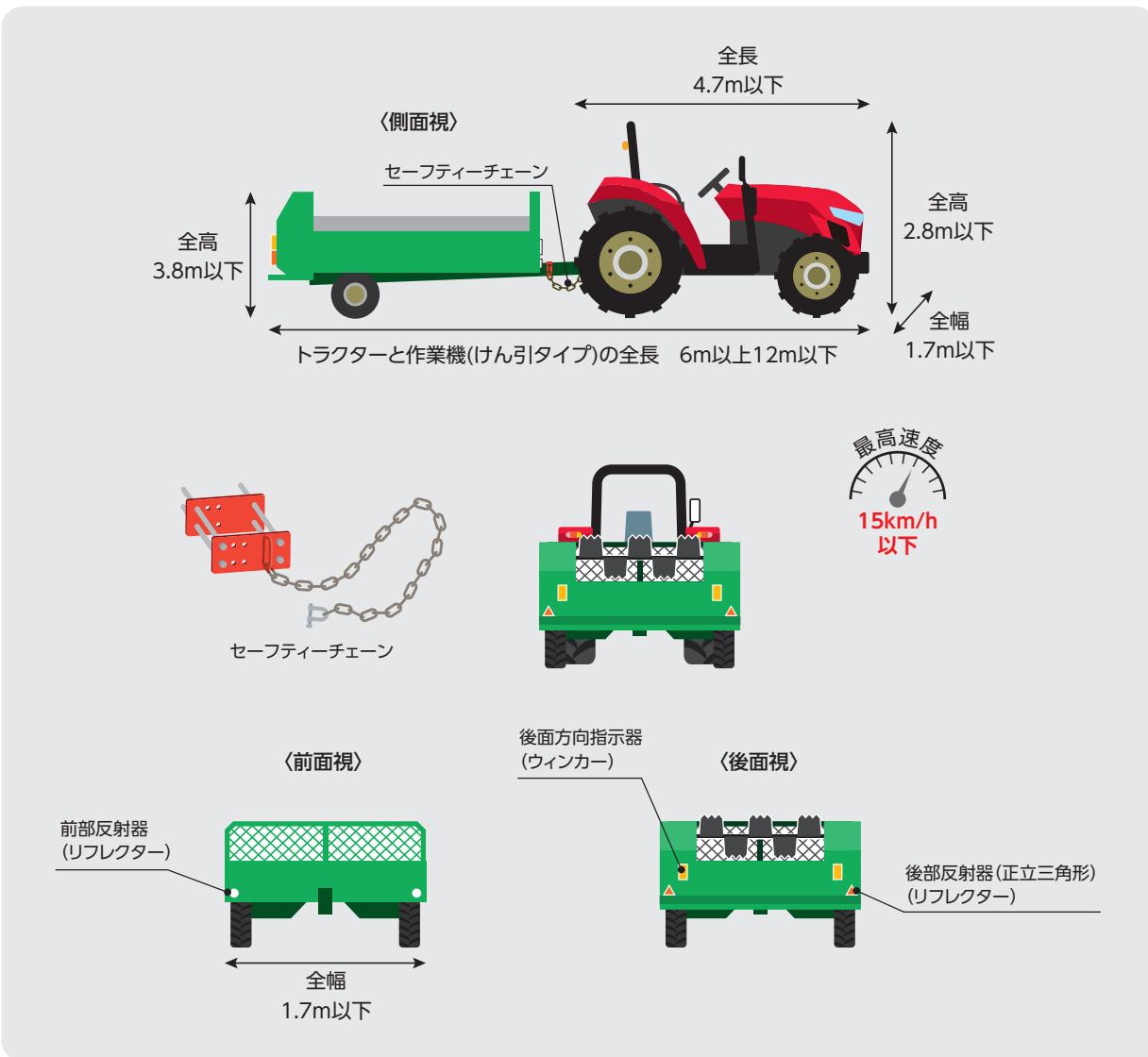
特定小型特殊自動車(全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下(安全キャブや安全フレームは2.8m以下))
最高速度15km/h以下

【作業機(けん引タイプ)側】

全幅1.7m以下 全高3.8m以下 車両総重量750kg以下 制動装置(ブレーキ)なし

【トラクターと作業機(けん引タイプ)の全長】

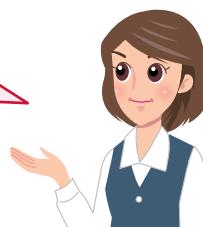
6m以上12m以下



小型特殊自動車免許で道路を走行できますが、必要な対応は以下になります。

作業機(けん引タイプ)側には

- ・前部反射器(白色)、後部反射器(赤色正立三角形)の装備
- ・後面方向指示器
- ・セーフティーチェーンの装備(トラクター側とつなぐ)



ケース2

【トラクター側】

小型特殊自動車(全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下(安全キャブや安全フレームは2.8m以下))
最高速度15km/h超~35km/h以下

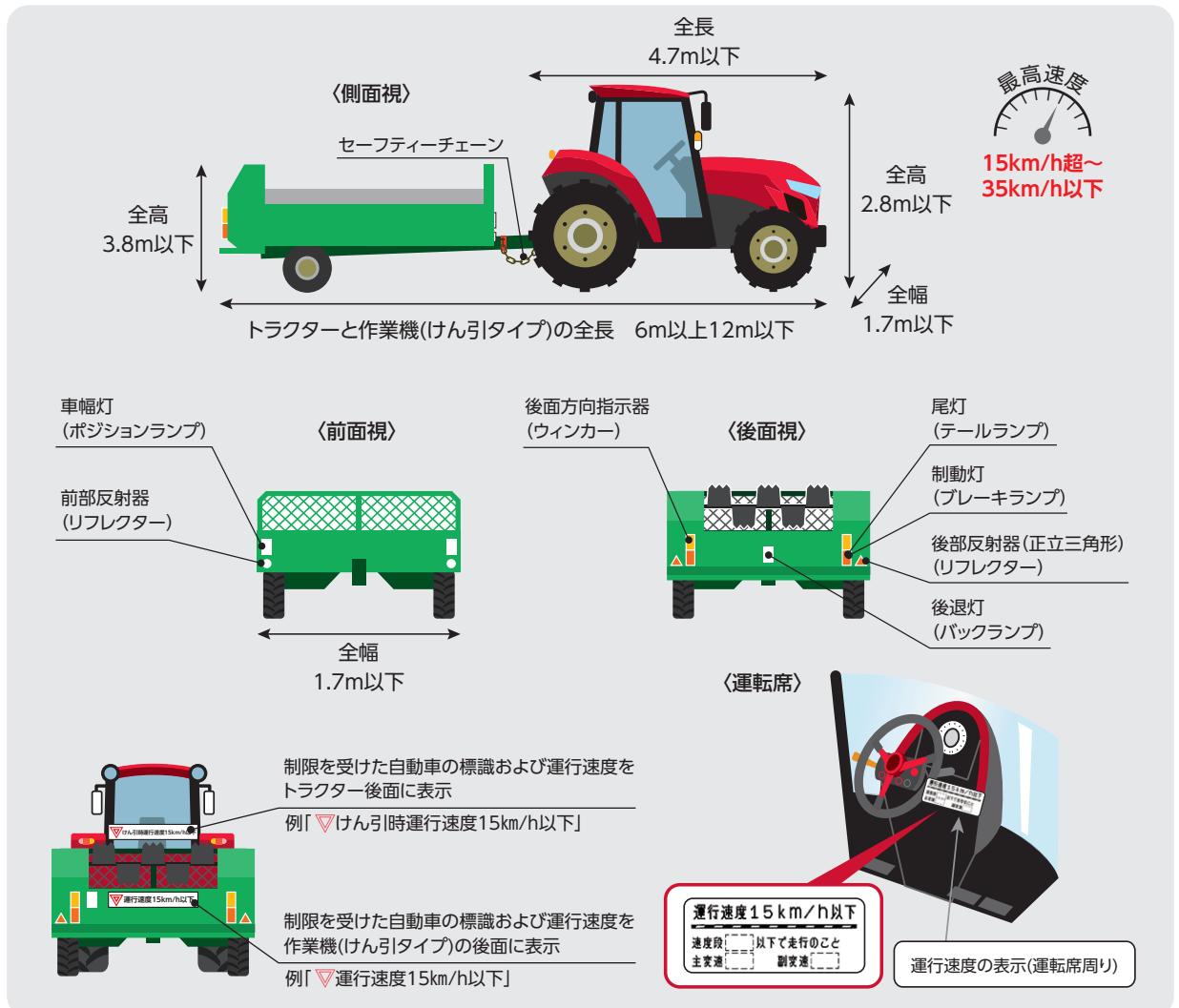
【作業機(けん引タイプ)側】

全幅1.7m以下 全高3.8m以下 車両総重量750kg以下 制動装置(ブレーキ)なし

【トラクターと作業機(けん引タイプ)の全長】

6m以上12m以下

【日農工HP(ホームページ)のトラクターと作業機(けん引タイプ)の組合せリストの記載】なし



必要な対応は以下になります。

- ・大型特殊自動車免許(農耕車限定含む)の取得
- ・トラクター側には
 - ・左右ミラーの装備
 - ・制限を受けた自動車の標識(▽)の取付(トラクター後面)
 - ・けん引時運行速度15km/h以下の表示(トラクター後面)
 - ・運行速度表示の取付(運転席周り)

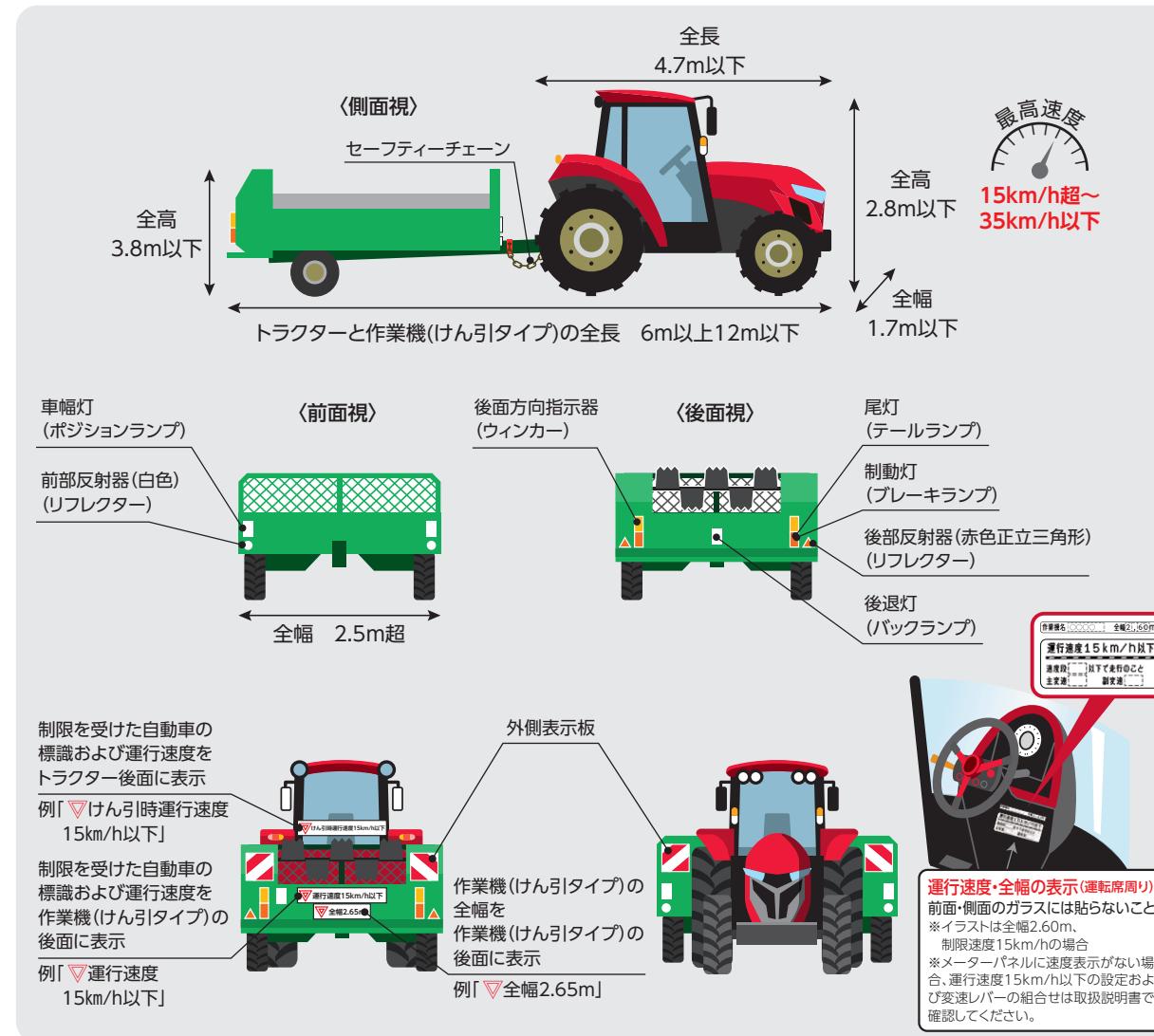
作業機(けん引タイプ)側には

- ・前部反射器(白色)、後部反射器(赤色正立三角形)の装備
- ・後面方向指示器、車幅灯、尾灯、制動灯、後退灯の装備
- ・制限を受けた自動車の標識(▽)の取付(作業機(けん引タイプ)後面)
- ・運行速度表示の取付(作業機(けん引タイプ)後面)
- ・セーフティーチェーンの装備(トラクター側とつなぐ)



ケース3

【トラクター側】
小型特殊自動車(全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下(安全キャブや安全フレームは2.8m以下))
最高速度15km/h超~35km/h以下
【作業機(けん引タイプ)側】
全幅2.5m超 全高3.8m以下 車両総重量750kg以下 制動装置(ブレーキ)なし
【トラクターと作業機(けん引タイプ)の全長】
6m以上12m以下
【日農工HP(ホームページ)のトラクターと作業機(けん引タイプ)の組合せリストの記載】 なし



必要な対応は以下になります。

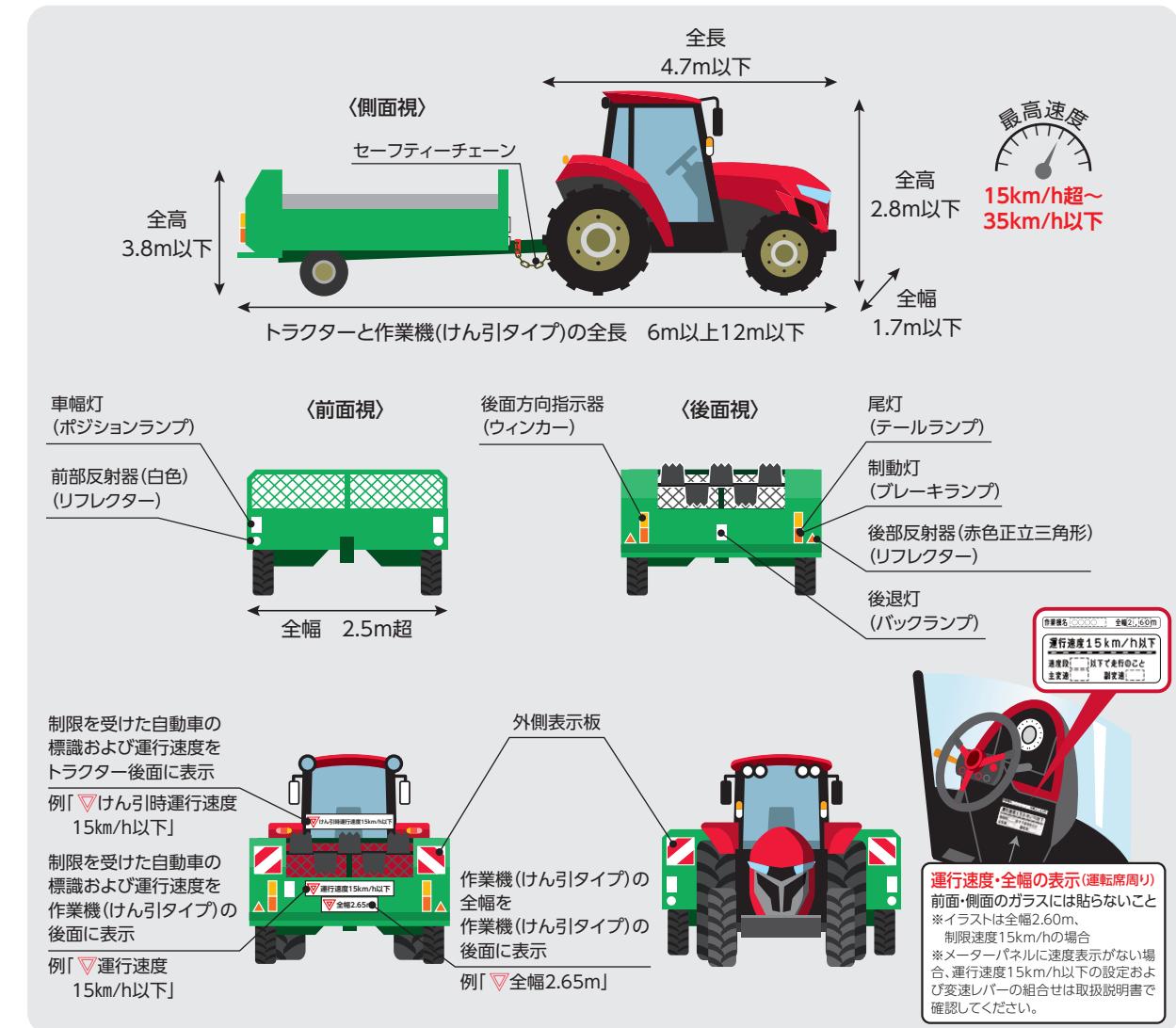
- ・大型特殊自動車免許(農耕車限定含む)の取得
- ・特殊車両の通行許可の取得
- トラクター側には
 - ・左右ミラーの装備
 - ・制限を受けた自動車の標識(▽)の取付
(トラクター後面)
 - ・けん引時運行速度15km/h以下の表示
(トラクター後面)
 - ・運行速度表示、全幅表示の取付
(運転席周り)

作業機(けん引タイプ)側には

- ・前部反射器(白色)、後部反射器(赤色正立三角形)
- ・後面方向指示器、車幅灯、尾灯、制動灯、後退灯の装備
- ・制限を受けた自動車の標識(▽)の取付
(作業機(けん引タイプ)後面)
- ・運行速度表示、全幅表示の取付
(作業機(けん引タイプ)後面)
- ・外側表示板の取付
- ・セーフティーチェーンの取付(トラクター側とつなぐ)

ケース4

【トラクター側】
小型特殊自動車(全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下(安全キャブや安全フレームは2.8m以下))
最高速度15km/h超~35km/h以下
【作業機(けん引タイプ)側】
全幅2.5m超 全高3.8m以下 車両総重量750kg超 制動装置(ブレーキ)なし
【トラクターと作業機(けん引タイプ)の全長】
6m以上12m以下
【日農工HP(ホームページ)のトラクターと作業機(けん引タイプ)の組合せリストの記載】 なし



必要な対応は以下になります。

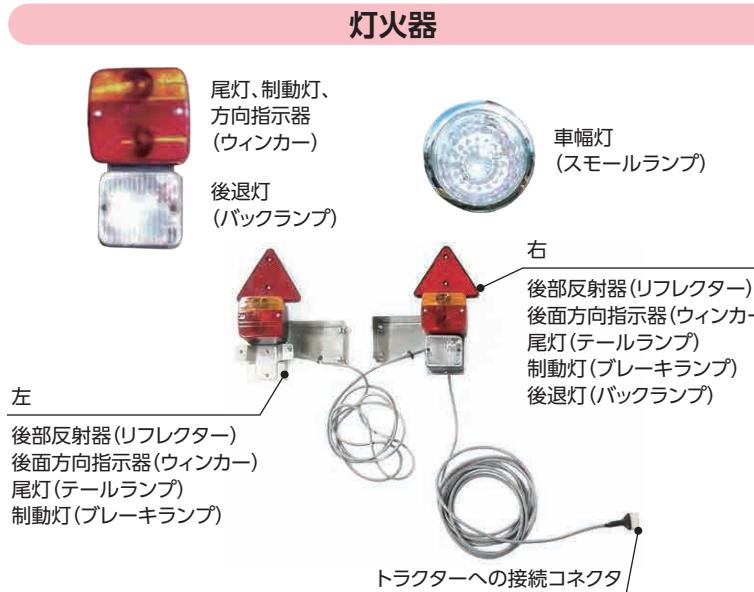
- ・大型特殊自動車免許(農耕車限定含む)の取得
- ・牽引免許(農耕車限定含む)の取得
- ・特殊車両の通行許可の取得
- トラクター側には
 - ・左右ミラーの装備
 - ・制限を受けた自動車の標識(▽)の取付
(トラクター後面)
 - ・けん引時運行速度15km/h以下の表示
(トラクター後面)
 - ・運行速度表示、全幅表示の取付
(運転席周り)

作業機(けん引タイプ)側には

- ・前部反射器(白色)、後部反射器(赤色正立三角形)
- ・後面方向指示器、車幅灯、尾灯、制動灯、後退灯の装備
- ・制限を受けた自動車の標識(▽)の取付
(作業機(けん引タイプ)後面)
- ・運行速度表示、全幅表示の取付
(作業機(けん引タイプ)後面)
- ・外側表示板の取付
- ・セーフティーチェーンの取付
(トラクター側とつなぐ)



7 対応部品の一例(けん引タイプの作業機連結時の一例)



外側表示板(ゼブラシート)

赤と白のストライプ(外向きおよび下向き45度の角度になるように配置)。反射の有無は問わない。直装タイプ・けん引タイプ共用可



全幅や運行速度の表示

作業機を装着した状態の全幅表示例 ※小数点以下2桁の表示が必要

全幅 2.72m

高さ \geq 6cm
幅 \geq 3.5cm

運転席周りの表示

作業機名 [] 全幅 [] m

運行速度の表示例

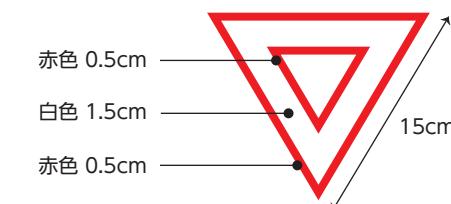
運行速度 15 km/h以下

直装タイプ・けん引タイプ共用

制限を受けた自動車の標識

道路運送車両法施行規則第五十四条第十九号様式
(制限を受けた自動車の標識)

※形状は倒立正三角形とすること。
※寸法、色を反映せること。



直装タイプ・けん引タイプ共用

道路走行に関する Q & A

Q どのような作業機でも道路を走行できますか?

A

法令で定められた一定の制限事項や条件などを満たした直装タイプ・けん引タイプの作業機とトラクターが道路を走行できます。



Q 大型特殊自動車免許(農耕車限定含む)やけん引免許はどのように取得したらいいのでしょうか。

A

各地域の免許センター、自動車学校または都府県の農業大学校などで取得できます。
事前に免許取得の受講ができるかお問い合わせください。



Q 作業機を何種類も所有しているが、1つの作業機で確認したらいいのでしょうか?

A

作業機(直装タイプ・けん引タイプ)によって必要な対応は異なります。
農水省、日農工またはヤンマーホームページを参照の上、作業機毎に必要な対応をご確認ください。



Q 道路を走行するために必要な各種灯火装置および反射器、表示・標識などの取付はどうしたらいいでしょうか?

A

ご購入の販売店または最寄のヤンマー商品の取扱店にご相談ください。



Q 道路を走行するために必要な対応はどこで確認したらいいのでしょうか?

A

本ガイドブックに記載している以外にも詳細な決まりがあります。詳しくはご購入の販売店または最寄のヤンマー商品の取扱店にご相談ください。
農水省、日農工やヤンマーホームページでも道路走行に関する情報が確認できます。

